渡大和路

四

へ遠13
1295
4

特
へ13
1295
4

但州
湯嶋
中屋喜兵衛門

寛政四年記

目録

一 [illegible]郡の事

一 [illegible]郡[illegible]の事

一 [illegible]郡[illegible]の事

一 [illegible]郡[illegible]の事

宮城県図書館蔵

後天四年正月

佛宗法師の文

後 後部徳宗の坂の事

同年未刻に佛宗房と申す者共人
方自後新年より三度より宗門
を破の出新山に新民後部徳宗に水
野人に法の二度より新須書面宗旨
前年宗水と二十人ばかり後百

世にうりかれ給ふ法華経中に
釈尊滅後二百年の後に法華の行者
あらんとをぼしめすに
とすれども仏法
大乗経ばかり弘まるべし
定明人大師御
後いかなる時
仏法
くとさせ給ふ
仏法
法華経
法華の
しいざや明神
さうしとわたらせ
てかアー方
とーしの
聖人一命
てそうそ
法華経
法華の
定明

の作るわれ及こうとくとゆるして
そのまゝ部をたれば明神山をさし
ていそぎこうとゆるびうえ町まりれ作れ
ゝそ遊殿とめてくそぐこそぐり
きあるわるこれ結れる大門すうを数
十人をゆるたびこれこそらを
こゆへこそゆるゆるれ恐われるといそ
ゆうこりゆるゆる御系水絲とゆる
ゆるこそゆるゆるそれたゝえ

こうとゆるゆるゆる明神のお部をゆる
ゆるこうわたりこりゆるゆるれこうり
三絲の作るを能絲こうを見ん作ゆし
とうけゆるを佛系こうゆるゆるゆる
そそ耳こそ入ゆこうゆるけゆり大
若のこゆるけてこゆる大弱をゆは
ゆるゆゆゆゆのこゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆ明神とゆゆゆてゆゆゆゆゆ水
のゆゆゆる御書こゆゆゆゆゆ部

御前よりは此程こそ津波家にかへりし
み紀が流れし其の病と申され
は海松が流れ人なかの実を与へ
今年もさら年わたりの志ん年めん
しへとわけて流し料とさいふ事
是なるに大貴文左衛門にて徳宗が門
前の大うんをまゐれまゐらせし事
の御前前代未聞の手跡を壱しう
時よ神の心には百子の器れてうしよさき

まかし紀とてたつまそ太宰府てうし津
波家まゐ構承との流らんとさい合紙
うしうに時によりぜのちか紀次年
と觜きのすそ徳宗家にてうしよもうい
廣まて往々太郎君をうつは津波の今乙
紙のぜ流るるの身めく中縁まし
まゐて丹んでうよ紙りまゐらうて第や
明神ことよそうけてうまへぞうしと
入日えより紙絲の庭のてうし御室

申す東勢ハ大勢わかり西の方ハまへかゝ
に出陣の山よりわきあがりし法師へ
若き主まで一日まつる山へまとひかり
持ちしハ一ばいにこゝへ入てこゑをし上を
けして仰の殿にくどらの郷殿のむ
ところに一軍をおこしなをまさるもなれ
はかりしそわりこのてんかうく申く
兼てそ思ひけるうしこの所をん
あけてもたにお見りて勝ゆへのを清て

申すれ扇に宮の町を一えしのすが
家のつかへ東は一駒を召しあの風
い頭は山にさきをもちのひの領をたく
しぬかく蹄の所ひしとうしもひて
今まで天下したがひしにて在りて
いかり海部細川殿ハ文右衛門の一族をは
三好の家は河へつかし上総けばた
のたまよりひし東勢これしげん簗
をそうりんざで軍勢の御用をめしざる

筆次第ふ海岸にありし所さ示し
ましてもおもひよもうと添しまうり串挑
芸せりおもふて船子渡へはさんれい
なりしおれとおもうひめさうとれなく
とも於ても三艘の子供志乃中まへ目し
ある船子渡桜井子供しへゆしまで
めりて大地震津波たよおもむり新和
みてもおきざりにし浦辺にてさ遊之
様住子れる村宮津の太郎太夫浦

びときこおもて紀之船に三艘らり
出よりおもふし志のまへ出しおもうと
中なる桜井七ツ源太てた定めさ
六義村まへ須賀すら行なれも
たぶりけどとめんし入りけるさいへ
そ了男書む中担芸へさうとせう
もし西まさいとし宮の大年寄と定れ
けるの大勢の村船よりれ浦男とって
わしも大夫吉き坐りしまうとそ於

せは前勘安度はちぢひん運命をすゝひのふ
御武運なれとも御れなしと申てハ
勤策の御頼御暇なりしくし歳暮と
めしめくへらまししとちひよ悦ひ富人
こうとら宮寄かりけれん運命とうひあしん
別よ菜吉年つゝ御世はおりひゆくうら
散の御目ひと御祝儀気とゝふに
まりさいとしつ主動とすりとひ行人
御頂語よ来りし所に御部元より

西盛清卉のはまれ待ゆつよ嘗て安まと
中郎い出意の御用とつとわしまんたて
はまありそ目ひびと帯し安いおりへも
行ぶえ小源出つよ方しなるるもなの紙
なしと庭れ御目ひい郡みより下し
おとまゝあれはさあれし謝礼とうけ是
なしさうこうあの人心まひ頼ちへ了
まてとちひ所何こしの人しくらう行人
きのさしほしてまでしたらうそり

可のちんまはずみと渡り月やよわるしとせん
強行人わりき凶とさうしへうきしハ定
下ぶ好の漁人へ渉船よいわしきへう
なし海賊わうさしまとしうし
し海とゑり

附　海賊出現の事
　　領分の人民流罪ひの支

海賊京女ハ敷も用人ハ氏万まとゑれ大

ぬんまわやうさ一會とたとうりしハひとりよ
海部　海蔵かえきこら年ぬへ参りせん生て
船頭をはりめとりやし万事まか
せのめ若しえへ老居といろはひへ事発し
如きはは居ひろん今事なやな甚をしかし
丘のたひたへうこねよ従し船手郷と申
村んと所ゆこ云青ともあまとれ従し
と従よ行きもし〇中よ東西陸路中
趣ハ船ゆくり船手郷と行ならまし

先儒のさうしは徳と儒家をもいて見え
しと答へければ中根伊藤太宰
ある人問て云く人々儒家をかしこしといへらるゝは
出家の法を用ゐ給ひて後に文を学ばし
来学の者大学ありし古今儒教のをしへら
書と法と聞かぬ人々は家中のことし
後世もしひとの一人もあるべき得家
御身ながらしかしわかしき後はさう
たゞならし法術の法則いふてあれ

かくあしきまゝは古今儒家をかしこき
もてはやされ見えしと申されば京師
緑名かはりて鵜飼のおそれし中堂を
用ひずしてあへひらきまうして羽すのごとく
いとおかしけれ拾蔵太宰すこしあらさば
今こそ鵜飼なれとこそいへど東照宮より
の御湖人なりもれしかし高野なるは御家猶
佛家小早を流去ならん法文を下さるまし
御儒代なれば御身にあれば聞しかしかるべからず

わづか半年も御繁昌なりしに天罰あたり雑
に御家来ども今の時宜なり御ひく
わきて家国のもの言語に用ゐは勝家
度々めし返し玄蕃盛政に謀計浪人
家来の中にてもそむくものは一人あり
其身佐久間を討せし御家来に
首をとりて羽柴の家へ降参中後し
たゞの一人ありしは家中一人もあらず
面してをりしになりて浦城地

家来小姓をかゝえるまでにひくいり時に
勝家度々御館して返しをり家来勘兵衛け
前にてもあるまじき事也といへり
其の後にせよとし家中見えば人がらと首
脇には行くにも徒家来も此は首を下
新家の旗本御先手下さまで忠ひなり
一人にも徒党せよ一ともに御譜代の明屋
居りては後に譜代で後悔あり
老人共被仰付候旨にしなりまた下されて

と辞するに懸家度ことて何ぶん義に
わか附は居士式主の理をわきまへぬ
ゆゑ來るならんとて目蹟をみせて中行
ぞこれわりなれは檀家へ辞とるものにて
往来をかけかしこ御りすると此道心
こそ中にありとおり中に経をもよみ事しおう
義をすてえ候めくるに縁を得りしは
しかし而読とてかすりとよもりし
八とめへりし事を実ありて掲げて大花

寂に論迄たる相承ちくち様しるけ
御無に津波よ本の涌も万民志機先
わけて折へるし前後来やれにたる旋と
と世上一統よはじうしく乗りなり中にも
明慈願に大寺中務宮備寺山に法性
陰の門論量とてはまに迷ふ事まん
ころしろ御よ朗の古愛おくりおきまと
ほくてはらし所でなれば元より鞍家
我を立て乞食こそへて出でしと云

ぐんと共中に害療的叙矢苦大路
首能井言郎ハ師退よて取東おひゝは
く損し取得も向東とぬと語をたく
半一向よぬうしこれよ従と沐浴所へ
書弥取りいしえをさしいあてりは
沐浴より韵沐行尾前たる行円同頃ふ
かしこさうしとれは将よ家も用人長各
よ及ひ桃京度むおされしこの子細
沭波郎○わうに家も行前たん京ハうハ

前佐堀と形身代わぬ言よ付ゆうへの
菊言おいておう鮮され嫌れわうハ富億
沭たかよでよ流星とを沙汰しぬし願然
のん氏村の印よらんこう伝うへ此度の
古変よいおし倉絲りよ示らそうし大
曲を沙汰ハ小路を若かうしと老ま先
申さおしとてうる先角かきまわしうく
曲氏とせうけきびしさ沙汰命わそば
さう生てれ古郎の伝儀ハたうへて曲東に

さ海へうつりし此頃は前代より江東(?)来りし
聖武天皇の御時に朝廷(?)より勅使(せいし)
清涼殿(?)にて御法会より御書(?)を諸寺に
始りしと申せり村上天皇の御時に
をさへらふに名高き太宗皇帝の御時に廣
大唐天文(?)年中に朝鮮人来りて
つぎに日本天皇(?)神武代のはじめより
天下にようせられしに制(せい)しければ太宗皇帝
老ひ井繩(せいわ)天皇をなさるの御代にひと

しく御前にて井繩(せいわ)にたくへかんかん
さ候と被申より護身刀(?)をあらそひて
いりのさまは太宗皇帝をあらし事實
御前にて南面(?)のひとへはさきしま
半を勝ちとかたへ鳥も雨もちり
らうまよ大河の流をやへし國の顔ゝ
銭(?)程のうをの村にて大十四萬人と
いひても左ほど氏余甲州わもは神武代
の頃は志かし給ふ清和よかり中に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

月雄(げんば)の[illegible]あり[illegible]人[illegible]
[illegible]一[illegible]ひ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]千[illegible]
[illegible]百[illegible]
[illegible]年一[illegible]
[illegible]

源氏物語抜書記